○西海市罹災証明書等交付要綱

令和２年９月３日西海市告示第69号

改正

令和２年10月20日告示第77号

令和３年４月１日告示第25号

令和５年８月25日告示第48号

令和７年２月１７日告示第15号

西海市罹災証明書等交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の２第１項の規定に基づき市内で発生した災害（火災を除く。）によって生じた被害の状況に対する罹災証明書等の交付について、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　法第２条第１項第１号に規定する災害をいう。

（２）　罹災証明書　法第90条の２第１項の規定に基づき、市長が証明するものをいう。

（３）　罹災届出証明書　法第90条の２第１項の規定に基づき、前号の事実について証明するものをいう。

（４）　住家　現実に居住のため使用している建築物をいう。

（５）　非住家　住家以外の建築物をいう。

（罹災証明書及び罹災届出証明書の対象）

第３条　罹災証明書及び罹災届出証明書（以下「罹災証明書等」という。）の対象は、次に定めるとおりとする。

（１）　住家

（２）　非住家

（３）　住家又は非住家に付帯する工作物のうち、市長が被災者救援のため罹災証明書を発行することが適当であると認めたもの

（４）　その他災害の状況に応じて、市長が被災者救援のため罹災証明書を発行することが適当であると認めたもの

（罹災証明書等の交付申請）

第４条　罹災証明書等の交付申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

（１）　災害により、自ら所有する前条各号に掲げる罹災証明書の対象物に被害を受けた者

（２）　災害により、自らが居住する住家及びこれに附属する前条第２号から第４号までに掲げる罹災証明書の対象物（前号の対象物を除く。）に被害を受けた者

２　罹災証明書等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災証明交付申請書（様式第１－１号）又は罹災届出証明交付申請書（様式第２号）にそれぞれ必要事項を記入し、市長へ申請するものとする。ただし、様式第１－１号又は様式第２号の記載内容と同等と認められる内容が記載された書面の提出があった場合は、様式第１－１号又は様式第２号による書面の提出があったものとみなす。

３　罹災証明書の申請をしようとする申請者は、前項の規定にかかわらず、マイナポータル（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第６条第３項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。）を利用する方法その他の市長の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を通じて申請する方法により罹災証明書の交付申請を行うことができるものとする。この場合において、市長は、当該交付申請により送信された情報を罹災証明申請書（様式第１－２号）の書面に出力して受け付けるものとする。

４　市長は、申請に関し調査をするため、罹災した前条各号に定める対象物件に係る所有権を証する書類及び写真その他の被害の程度を確認するために必要な資料について申請者に提出を求めることができる。

５　申請者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第７項に規定する個人番号カード又は運転免許証等の本人

であることを示す書類を提示しなければならない。

６　大規模な災害で、前項による書類が提示できない場合は、市長が適当と認める方法により、本人であることを示さなければならない。

７　代理人による罹災証明書等の申請には、委任状（様式第３号）を添えなければならない。

８　災害により、第１項第２号に規定する者が行う罹災証明書の交付申請には、所有者の同意書（様式第７号）を添えなければならない。

（申請期間）

第５条　申請者は、罹災した日から３か月以内に、前条に基づき、申請を行わなければならない。

２　市長は、災害により市内全域に甚大な被害が生じ、申請期間の延長が必要であると認めた場合及び申請者が前項に規定する期間内に申請を行うことが著しく困難であったと認めた場合は、当該災害に係る罹災証明書等の申請期間について、前項の規定にかかわらず、これを延長することができる。

（罹災証明書等の交付）

第６条　市長は、前条の規定による期間内に、第４条第２項又は第３項の規定による罹災証明書の交付申請があったときは、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和２年３月内閣府（防災担当）。以下「運用指針」という。）に基づき、家屋に生じた被害の状況を実地調査し、適当と認められる場合には、罹災証明書（様式第４号）を申請者に交付するものとする。ただし、地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判断できる場合、水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合又は当該申請者が、当該交付申請に係る被害の程度について運用指針で定める準半壊に至らない一部損壊であることを自己で判断し、かつ、被害状況を示す写真等から当該判断に誤りがないことが明らかであると市長が認める場合は、実地調査を省略するものとする。

２　市長は、第４条第２項の規定による罹災届出証明書の交付申請があったときは、罹災届出証明書（様式第２号）を交付するものとする。

（再調査）

第７条　前条第１項の規定により、罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明

書により証明された罹災の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、市長に対し、再調査を申請することができる。

２　前項の規定により再調査の申請を行う者は、住家被害認定再調査申請書（様式第５号）に必要事項を記入し、従前に交付を受けた罹災証明書を添えて、市長に申請するものとする。

３　市長は、再調査を行うため、写真その他の被害の程度を確認するために必要な資料について、申請者に提出を求めることができる。

４　市長は、第１項の規定による申請があり、再調査申請理由が適当であると認めたときは、被害状況等の再調査を行い、従前に交付した罹災証明書に修正を加えることが適当と認められる場合には、様式第４号により、必要な修正を行った罹災証明書を申請者に交付するものとする。

（罹災証明書の再発行）

第８条　第６条の規定により罹災証明書の交付を受けた者は、罹災証明書の再交付を受けることができる。

２　前項の規定により罹災証明書の再交付を受けようとする者は、次項に定める期間内に罹災証明書再交付申請書（様式第６号。以下「再交付申請書」）という。）を市長に提出しなければならない。

３　前項の規定に定める期間は、災害発生の日から１年以内とする。ただし、市長が被災者救援のため特に必要であると認める場合については、この限りでない。

４　第２項の規定による、再交付申請書の提出については、第４条第５項又は第６項の規定を準用する。

（証明書の交付の特例）

第９条　第６条第１項に規定する罹災証明書の様式がその提出先において別に定めがある場合には、当該様式への証明をもって第６条第１項の交付に代えることができる。

（証明手数料）

第10条　罹災証明書等の交付に係る手数料は、西海市手数料条例（平成17年西海市条例第60号）第５条第１項第６号の規定に基づき免除とする。

（補則）

第11条　この告示に定めるもののほか、罹災証明書等の発行について必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（令和２年10月20日告示第77号）

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（令和３年４月１日告示第25号）

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（令和５年８月25日告示第48号）

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の西海市罹災証明書等交付要綱の規定は、令和５年４月１日以降になされる罹災証明書等の申請から適用する。

様式第１―１号（第４条関係）

統一様式

罹災証明申請書

西海市長　　年　　月　　日

| | |
|---|---|
| 申請者<br>（世帯主） | 住所<br>電話番号 |
| | （現在の連絡先）<br>電話番号 |
| | （ふりがな）<br>氏名　　生年月日 |

| | |
|---|---|
| 窓口に来られた方<br>（申請者と同じ場合は記入不要） | 住所<br>電話番号 |
| | （ふりがな）<br>氏名<br>申請者との関係 |

| | |
|---|---|
| 罹災原因 | 年　　月　　日の　　による |

| | |
|---|---|
| 被災住家※の所在地<br>（申請者住所と同じ場合は記入不要） | 西海市　　町　　番地 |

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

| | |
|---|---|
| 住家の被害 | □浸水被害（□床上　□床下）　　□　その他被害（以下に記入）<br>（具体的にどこがどうなったか。） |

（非住家についての記載欄）

| | | |
|---|---|---|
| 被災した家屋の所在地 | 西海市　　町　　番地 | |
| 申請者と被災家屋等の関係 | □世帯主　□所有者　□その他 | |
| 被災家屋等 | 住家等 | □木造　□非木造 |
| | □住家 | □持ち家（□母屋・□離れ）　□借家 |
| | □非住家 | □共同住宅（自己所有）　□その他 |

| | |
|---|---|
| 写真による被害区分の判定※ | □　希望する（写真を添付）<br>□　希望しない |

※下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合

・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合

・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合

（「全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）」の６つの被害区分のうち「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります。）

※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 同意について | □　以下に同意します。<br>・被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在、地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があること。<br>・調査には立会いが必要な場合があること。<br>・「罹災証明書」の内容について関係部署に報告すること。 | | |
| 罹災証明書の必要枚数 | 枚 | 罹災証明書の利用目的 | |
| 罹災証明書の交付方法 | □　郵送（住所：　　）<br>（あて先：　　）<br>□　窓口（本庁税務課・（　　）総合支所・（　　）出張所<br>□　避難所（　　） | | |

様式第１―２号（第４条関係）

# 罹災証明申請書

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 申請者 | 住所<br>電話番号 | | | | |
| | （現在の住所）<br>電話番号 | | | | |
| | 氏名 | | | | |
| 被災住家※の世帯構成員 | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 性別 | 個人番号 |
| | | 世帯主 | 年　月　日 | | |
| | | | 年　月　日 | | |
| | | | 年　月　日 | | |
| | | | 年　月　日 | | |
| | | | 年　月　日 | | |
| | | | 年　月　日 | | |

| | |
|---|---|
| 罹災原因 | 年　月　日の　よる |

| | |
|---|---|
| 被災住家※の所在地 | |

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

| | |
|---|---|
| 住家以外の被害 | |

| | |
|---|---|
| 自己判定調査同意書（希望する場合） | ○自己判定調査では、被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査に代えるため、被災住家の写真等の添付が必要となります。（現地調査は行いません。）<br>○自己判定調査で交付できる罹災証明書は、住家の被害の程度が「準半壊に至らない（一部破壊）に該当する場合のみとなります。<br>□上記の事項に同意の上、自己判定調査を希望します。 |

様式第２号（第４条、第６条関係）

罹災届出証明交付申請書

年　　月　　日

西海市長　様

申請者住所

氏名　　印

（自署することで押印省略可）

生年月日

電話番号

下記のとおり罹災届出証明書の交付を申請します。

| | |
|---|---|
| 被災者 | □申請者と同じ<br>住所：<br><br>ふりがな：<br>名前：　　電話番号： |
| 被災した物件の所在地 | □申請者の住所<br>西海市　　町　　郷　　番地 |
| 被災場所 | □申請者の住所 |
| 届出の内容 | （具体的に記入してください。） |

罹災届出証明書

上記のとおり、被災の届出がされたことを証明します。

受付番号　第　　号

年　　月　　日

西海市長　　印

様式第３号（第４条関係）

# 委任状

年　　月　　日

西海市長　様

本人（委任者）

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞＿＿

私は、次の者を代理人に定め、
□罹災証明書の交付（又は再交付）申請及び罹災証明書の受領
□罹災証明書に係る再調査の申請及び罹災証明書の受領

に関する一切の権限を委任します。

年　　月　　日

代理人

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名前：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※注意事項
１.この委任状は、必ず本人が直筆で書いて下さい。
２.法人の場合は、代表者印を押印してください。

様式第４号（第６条関係）

| 受付番号：　第　　号 |
|---|

# 罹災証明書

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 世帯主住所 | | | | | | |
| 世帯主氏名 | | | | | | |
| 世帯構成員 | 氏名（年齢） | 続柄 | 生年月日 | 氏名（年齢） | 続柄 | 生年月日 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | |
|---|---|
| 罹災原因 | 年　　月　　日の　　による |

| | |
|---|---|
| 被災住家の所在地 | |
| 住家の被害の程度 | □全壊□大規模半壊□中規模半壊□半壊□準半壊□準半壊に至らない（一部損壊） |
| 浸水区分 | |

※住家とは、現実の居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

| | |
|---|---|
| 特記事項 | □居住・□非居住（所有者：　　） |

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

西海市長　　㊞

様式第５号（第７条関係）

住家被害認定再調査申請書

年　　月　　日

西海市長　様

申請者
住所
氏名　　印
（自署することで押印省略可）
電話番号

下記のとおり再調査を申請します。

| | |
|---|---|
| 再調査の対象 | 別紙「罹災証明書」記載の住家 |
| 申請理由 | □外観調査に基づく判定に不服があり、立入調査に基づく判定を求めるもの<br>□立入調査に基づく判定に不服があり、下記の箇所について再調査を求めるもの<br>□その他（理由を記載してください。）<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 再調査を求める箇所<br>被災住家等 | 木造の場合<br>□外壁　□内壁　□床（階段を含む）　□基礎　□柱（又は耐力壁）<br>□屋根　□天井　□建具　□設備　□傾斜 |
| | 非木造の場合<br>□外部仕上・雑壁・屋根　□内部仕上・天井　□床・梁　□建具<br>□柱（又は耐力壁）□設備等（住家）□設備等（住家外）□傾斜 |
| 添付書類 | ・罹災証明書　　通 |

※この申請書を提出の際は、この度の災害について西海市が交付した全ての「罹災証明書」を添付してください。

様式第６号（第８条関係）

罹災証明書再交付申請書

年　　月　　日

西海市長　様

申請者
住所
氏名　　印
（自署することで押印省略可）
電話番号

下記のとおり罹災証明書の再交付を申請します。

| | |
|---|---|
| 受付番号 | 第　　号 |
| 証明書の内訳 | 罹災証明書 |
| 使用目的 | |

様式第７号（第４条関係）

# 同意書

年　　月　　日

西海市長　様

　私は、罹災証明書に所有者の氏名を記載し、関係部署に報告することについて同意します。

本人（所有者）

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞＿＿

※注意事項
１.この同意書は、必ず本人が直筆で書いて下さい。
２.法人の場合は、代表者印を押印してください。」